株主各位

東京都千代田区九段北四丁目2番1号

株式会社SIGグループ

代表取締役社長 石 川 純 牛

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.sig-group.co.jp/ir/shareholder/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第34期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも 掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SIGグループ」又は「コード」に当社証券コード「4386」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

三井住友信託銀行ウェブサイト(株主総会ポータル®)

QRコードは 議決権行使書用紙に ございます

https://www.soukai-portal.net

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東

東京都新宿区市谷本村町4番1号

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3.目的事項報告事項

- 1. 第34期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第34期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申 しあげます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2025年6月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで



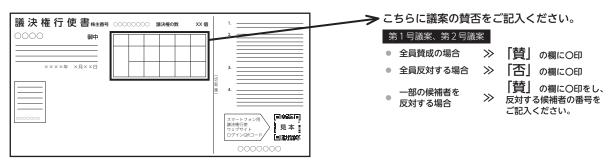
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限 2025年6月26日(木)午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

■ 議決権行使書用紙に記載の QRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブ の登録商標です。

2 株主総会ポータル®トップ画 面から「議決権行使へ」ボタン をタップします。



示されます。以降は画面の案内 に従って替否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログ イン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶https://www.soukai-portal.net

▶https://www.web54.net 議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使 書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いた だく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、 インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。ま た、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最 後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時~21時) ご確認ください。



ぜひQ&Aも

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(2名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると 判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	Š 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	石 川 純 生 (1938年7月18日)	1962年 4 月 住友金属工業株式会社(現日本製鉄株式会社) 入社 1991年 6 月 住金制御エンジニアリング株式会社(現キャンン I T ソリューションズ株式会社)常務取締役 1991年12月 当社取締役 1993年 4 月 当社代表取締役社長(現任) 2000年 3 月 アディ株式会社代表取締役社長 2014年 4 月 株式会社 R M A 代表取締役社長 2021年 4 月 株式会社 S I G代表取締役社長 2025年 4 月 株式会社 S I G代表取締役会長(現任)	125,400株
2	は、 た	2001年10月 株式会社ビジネスブレイン代表取締役社長 2005年12月 当社専務取締役 2023年3月 株式会社アクト・インフォメーション・サービス取締役(現任) 2023年6月 当社代表取締役副社長管理部門担当(現任) 2024年3月 ユー・アイ・ソリューションズ株式会社取締役 (現任) 2025年4月 株式会社エイ・クリエイション取締役(現任)	286,440株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員 (3名) が任期満了となりますので、監査 等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	が 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	平 林 尚 人 (1981年12月11日)	2008年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2008年11月 あかつき総合法律事務所入所(現職) 2018年7月 株式会社レジャラース監査役(現任) 2021年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) 2025年2月 DXO株式会社社外監査役(現任)	_
2	中 山 英 志 (1981年9月7日)	2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2009年7月 公認会計士開業登録 2020年3月 中山英志公認会計士事務所代表(現職) 2021年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) 2023年9月 株式会社MAYA TECHNOLOGIES社外監査役(現任) 2024年6月 株式会社SIG監査役(現任)	_
3	青 木 喜 彦 (1976年2月3日)	2005年 9 月 K P M G 税理士法人入社 2006年12月 税理士登録 2018年 2 月 あいわ税理士法人入社(現職) 2021年 6 月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)	-

- (注) 1.(1) 平林尚人氏は、当社が法律顧問契約を締結している「あかつき総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2025年3月期で120万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の法律顧問業務を担当したことはありません。
 - (2) 中山英志氏は、同氏が代表を務める「中山英志公認会計士事務所」と当社との間で、2020年11 月24日から2021年6月10日まで業務委託契約を締結しておりましたが、現在は同事務所と当社との間に特別の利害関係が存在しないため、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
 - (3) 青木喜彦氏は、当社が税務顧問契約を締結している「あいわ税理士法人」に所属しており、当社は同事務所に対し、税務顧問報酬の支払いをしておりますが、その額は2025年3月期で60万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありま

せん。なお、同氏は当社の担当をしたことはありません。

- 2. 平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.(1) 平林尚人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。引き続き法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - (2) 中山英志氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しております。引き続き財務及び会計に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 青木喜彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、過去に社外役員となる こと以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と専門 知識を有しております。引き続き税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の 執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等 委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外 取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- 4. 当社は平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6. 平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考:株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは次のとおりであります。

				候	補者が有する	る専門性・経	経験		
氏	名	企業経営	営業・ マーケテ ィング	技 術	M & A	財務・会計	法 務 ・ コンプラ イアンス	人 事 · 労 務 · 人材開発	サステナ ビリティ
石川	純生	0	0	0	0			0	0
八田	英伸	0		0	0	0	0	0	0
平林	尚人				0		0		
中山	英志				0	0			
青木	喜彦				0	0			

[※]上記の一覧は、各氏の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

以上

事業報告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、一部に足踏みが残るものの、緩やかな回復が続いています。一方で、アメリカの政策動向や欧米における高い金利水準の継続など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっています。また、為替相場の円安基調等を影響とする物価上昇を背景に、依然として先行き不透明な状況が続くと想定されます。

当社グループが属する情報サービス産業においては、企業のICT投資に対する投資意欲は引き続き底堅く、特に事業の強化や変革を推進するDX(デジタル・トランスフォーメーション)関連の需要が増加しており、今後も中長期的に市場規模の拡大が継続するものとみられております。

このような環境の中、当社グループのシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の各分野においては人材の確保が厳しい状況ではあるものの、新規受注の獲得が順調であった結果、売上高は好調に推移しました。

システム開発売上高は、公共系では開発・保守などの既存案件の安定需要と新規に受注した 国保標準システム導入案件、エネルギー系での次期電力販売管理システム開発や送配電事業者 向けの保守等、サービス系では既存案件の仮想移動体通信事業者向けシステム開発の取引拡大 等が好調に推移した結果、5.957,088千円(前期比14.5%増)となりました。

インフラ・セキュリティサービス売上高は、エネルギー系の需要増加に対する公共系やセキュリティ系からの要員シフト及び地方拠点からの要員増による体制強化等により堅調に推移しました。また、前連結会計年度末に連結子会社化したユー・アイ・ソリューションズ株式会社の売上高が通期での増収に寄与した結果、2,812,113千円(同65.0%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高8,769,202千円(前期比27.0%増)となりました。損益面では、管理コストやM&Aに伴うのれん償却額の増加等による販管費の増加があったものの、営業利益583,753千円(同64.2%増)となりました。また、保険解約返戻金を営業外収益に計上したことにより経常利益653,750千円(同83.0%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益480,567千円(同100.8%増)となりました。

なお、当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグ メントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

事業別売上高

事					第33月 2024年 3 前連結会記	月期)		第34 2025年 3 当連結会記	3月期)	前	i連結会計	年度比	
				金	額	構成比	金額構成比			金額		増減率	
シス	テム	開発	事 業	5,202百万円		75.3%	5,95	7百万円	67.9%	75	4百万円	14.5%	
インフサー	インフラ・セキュリティ サ ー ビ ス 事 業		1,704 24.7		2,812		32.1	1,10	7	65.0			
合	合 計 6		6,90	6	100.0	8,76	9	100.0	1,86	2	27.0		

- ② 設備投資の状況 当連結会計年度における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000百万円の当座 貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

また、当連結会計年度中に株式取得資金として、金融機関より長期借入金として900百万円の調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 2025年3月18日付で、株式会社Y. C. O. の保有株式の全てを譲渡したため、当社の子 会社から外れております。

一方、2025年3月28日付で、株式会社エイ・クリエイションの発行済株式の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	分	第31期 (2022年3月期)	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売	上	高 (千円)	4,916,056	5,418,192	6,906,811	8,769,202
経	常利	益 (千円)	391,489	457,235	357,166	653,750
親会当	社株主に帰属 期 純 利	^{ばする} (千円)	274,077	301,792	239,280	480,567
1 株	当たり当期純	河益 (円)	48.25	53.51	42.33	84.73
総	資	産 (千円)	3,160,897	4,277,399	4,581,582	5,815,638
純	資	産 (千円)	1,708,807	1,897,801	2,061,553	2,451,315
1 杉	k 当たり純:	資産 (円)	299.94	336.18	364.37	431.60

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第31期 (2022年3月期)	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (当事業年度) (2025年3月期)
売	上	高 (千円)	2,674,924	971,817	903,055	879,037
経	常利	益 (千円)	160,608	277,838	278,605	316,827
当	期純利	益 (千円)	107,599	258,623	291,243	308,188
1 株	当たり当期約	屯利益 (円)	18.94	45.86	51.52	54.34
総	資	産 (千円)	2,110,003	2,853,169	2,967,317	3,859,028
純	資	産 (千円)	1,522,420	1,687,755	1,908,300	2,120,690
1 村	株当たり純	資産 (円)	270.34	298.97	337.28	373.39

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	事 業 内 容
株式会社SIG	100,000千円	100.0%	システム開発及びインフラ・セキ ュリティサービス事業
株式会社アクト・インフォメーション・サービス	30,000千円	100.0%	システム開発事業
ユー・アイ・ソリューションズ 株 式 会 社	10,000千円	100.0%	システム開発及びインフラサービ ス事業
株式会社エイ・クリエイション	30,000千円	100.0%	システム開発事業

- (注) 1. 2025年3月18日付で、株式会社Y. C. O. の保有株式の全てを譲渡したため、当社の子会社から 外れております。
 - 2. 2025年3月28日付で、株式会社エイ・クリエイションの発行済株式の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点による I ターン、Uターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。

また、事業拡大のための人材及び新たな技術の確保を目的として、M&Aを積極的に進めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 新規事業領域の創出と既存領域の強化への取り組み

Ⅰ T技術の革新的かつ急速な技術進歩に対応するには、知識やノウハウを属人化せずに A I、クラウド、セキュリティなどの各専門技術の連携強化が必要になります。また、昨今の人手不足を背景として、拠点間の業務量や技術領域の偏りをなくし、全社的な効率化を図ることも課題となっております。

当社では、連結子会社の株式会社SIGに先端技術推進センター(Innovative Technology Advancement Center)を新設し、技術ノウハウの共有不足、新規領域での協力体制不足、拠点間の偏りの是正に対応するために事業変革を拠点横断的に推進するコラボレーション基盤の確立をすることにより、新規事業領域の創出と既存領域の強化を図ります。

(5) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

事 業 区 分	事業內容	
システム開発事業	当社グループは、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しす。 情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業や目的に応じた企画の提案、ハードウエア、ソフトウエアの選定、の開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。	置向けの ておりま 務の内容
インフラ・セキュリティ サ ー ビ ス 事 業	当社グループは、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実ハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しておりた、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで導入実績があります。セキュリティサービスでは、大手エネルギー企業グループのセキュ断、セキュリティインシデント対応チームの活動をはじめとした業セキュリティホール探索、実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーシト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、そ構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。	築績ま両数 リ務ョ らノ。術く ィ託テ で で ジャス

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社

株式会社SIG	本社(東京都千代田区)、クラウドビジネスセンター(神奈川県横浜市神奈川区)、酒田事業所・酒田開発センター(山形県酒田市)、仙台事業所(宮城県仙台市青葉区)、甲府事業所(山梨県甲府市)、名古屋事業所(愛知県名古屋市中区)、金沢事業所(石川県金沢市)、福井事業所(福井県福井市)、関西事業所(大阪府大阪市西区)、九州事業所(福岡県福岡市博多区)
株式会社アクト・インフ ォメーション・サービス	東京都港区
ユー・アイ・ソリューション ズ株式会社	東京都千代田区
株 式 会 社 エ イ ・ ク リ エ イ ショ ン	東京都千代田区

(7) 使用人の状況(2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
		745 ((18) 名										941	5増	

- (注) 1. 使用人数は就業人員(企業集団から社外への出向者を除き、社外から企業集団への出向者を含む。) を記載しております。
 - 2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて94名増加しましたのは、2025年3月28日付で株式会社エイ・クリエイションを連結子会社化等したためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
31 (8) 名	1名増	46.1歳	11.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

	借 入 先						先		借	入	額			
株	式	会	社	6)	そ	な	銀	行		673,568千円				
株	式	会	社	三 井	住	友	銀	行		673,568				
株	式	会	社	み	ਰ "	ほ	銀	行		260,000				

- (注) 1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を取引銀行3行と締結しております。
 - 2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は300,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19.500.000株

(2) 発行済株式の総数 5,933,220株

(3) 株主数 3,194名

(4) 大株主 (上位10名)

株主	名	持	株数	持	株	比率
株式会社IGカンパ	~ = -		1,624,700株			28.60%
八田英	伸		286,440			5.04
株式会社バリュー	- H R		267,000			4.70
株 式 会 社 ぬ	利 彦		216,000			3.80
迫 田 敏	子		176,400			3.10
株式会社テプコシス芸	テムズ		156,000			2.74
石 川 純	生		125,400			2.20
株式会社オフィスエムエ	スイー		120,000			2.11
野 村 證 券 株 式	会 社		117,383			2.06
株式会社SBI	証券		83,445			1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を253,610株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株	式	数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)		11,3	300株	2名

- (注)上記のほか、当社執行役員2名及び当社の子会社である株式会社SIGの取締役3名に対し、職務執行の対価として、9,300株を交付しております。
- (6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は1,080株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川	純 生	株式会社SIG 代表取締役社長
代表取締役副社長	八田	英 伸	管理部門担当 株式会社アクト・インフォメーション・サービス 取締役 ユー・アイ・ソリューションズ株式会社 取締役
取締役(監査等委員)	平林	尚人	あかつき総合法律事務所 株式会社レジャラース 監査役 DXO株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	中山	英 志	中山英志公認会計士事務所 代表 株式会社MAYA TECHNOLOGIES 社外監査役 株式会社SIG 監査役
取締役 (監査等委員)	青木	喜彦	あいわ税理士法人

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)平林尚人氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役(監査等委員)中山英志氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役 (監査等委員) 青木喜彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を 有しております。
 - 5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - 6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7. 2025年4月1日付で、石川純生氏は株式会社SIG代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
 - 8. 2025年4月28日付で、八田英伸氏は株式会社エイ・クリエイション取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除きます。)の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、各監査等委員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除きます。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意又は悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。)、監査役、執行役員及び管理者である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である 「指名・報酬委員会」(以下、「同委員会」という。)へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定 方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、同委員会からの答申が 尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬の額の決定に関する方針 (報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ 業績連動報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬の額の決定に関する方針 (報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬(金銭報酬)は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、事業年度終了後に全社および個人別の業績評価に応じて、年1回、4月に支払われるものとする。

ハ 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は 条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式とし、支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年額80百万円以内で、月額基本報酬(金銭によるものに限る。)から手当に該当する部分を控除した金額の10%相当額に、当社取締役会において都度決定される役位係数を乗じて算出される金額とし、金銭報酬債権の額は1年単位で算出するものとする。また、株式の割当の時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

二 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に 関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、同委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、非金銭報酬を10%とする。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長石川純生がその 具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額と する。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連 動した評価を実施するにあたり適任と判断したことによります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に則り、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)					
分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)			
取締役(監査等委員を除く (うち社外取締役	73 (-)	64 (-)	4 (-)	4 (-)	2 (-)			
取締役(監査等委員(うち社外取締役	11 (11)	11 (11)	(-)	(-)	3 (3)			
合(うち社外役員	計 84 (11)	75 (11)	4 (-)	4 (-)	5 (3)			

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、2名です。また、金融報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、株式報酬の額

また、金融報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内(監査等委員を除く。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、2名です。

- 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
- 5. 連結子会社の役員を兼務している役員については、連結子会社からの役員報酬を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役(監査等委員)平林尚人氏は、あかつき総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社レジャラース監査役及びDXO株式会社社外監査役であります。当社はあかつき総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。また、あかつき総合法律事務所、株式会社レジャラース及びDXO株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役(監査等委員)中山英志氏は、中山英志公認会計士事務所代表及び株式会社 MAYA TECHNOLOGIES社外監査役であります。中山英志公認会計士事務所及び株式会社

MAYA TECHNOLOGIESと当社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、当社の連結子会社である株式会社SIGの監査役にも就任しております。

・社外取締役(監査等委員)青木喜彦氏は、あいわ税理士法人の税理士であります。当社はあいわ税理士法人と税務顧問契約を締結しております。また、あいわ税理士法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 平 林 尚 人	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会14回の全でに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンプライアンス、ガバナンス及びリスク管理等に関し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員長として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 中 山 英 志	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計・財務等の分野に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 青 木 喜 彦	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会 14回の全てに出席いたしました。主に会計・財務等の分野に 関し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から業務執行 に対する監督を行うなど、期待される役割を果たしておりま す。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

OAG監査法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				34Ē	5万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				34	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計 監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定 した選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及 びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款への適合を確保するための体制 当社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発 信することにより、周知徹底を図っております。

当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、 再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室にて再発防 止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓□を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る 情報を記録し、保存しております。 ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

して、指導及び支援を行っております。

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものといたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に 応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

長期ビジョン並びに3か年事業計画等により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化する と共に、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌及び指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図り、その職務執行状況を 適宜取締役会に報告しております。

⑤ 会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社に対して、会社の「コンプライアンス基本方針・SIGグループ行動憲章」 等に準じた遵法体制、リスク管理体制及びその他の業務の適正を確保するための体制整備に関

当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の経営上の重要事項について、会社の事前承認事項とするとともに、子会社の経営状況を把握するため定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、必要に応じて対策等を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努めております。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、会社の「リスク管理規程」を含む主な規程を子会社に準用させることにより、子会社のリスク管理体制等の強化・充実に努めております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の監査部門や管理部門等と連携し、子会 社の業務の適正性に関する監査等を行っております。 ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものといたします。

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査 等委員会の同意を得たうえで行い、指揮命令等について当該使用人の取締役(監査等委員であ る取締役を除く。)からの独立性を確保するものといたします。

② 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものといたします。

監査等委員は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

® 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制

当社は、「内部通報制度規程」に基づき、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員は、監査法人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を 会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものといたします。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に出席する と共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めております。 監査等委員会は監査法人及び内部監査室と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を 行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視しております。

① 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持及び改善等を行うものといたします。

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

② 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、 運用しております。

反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。そのうえで、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査等委員会監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議等に出席し、業務 執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査室が定期的 に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収への対抗措置については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保資金を確保したうえで、株主資本配当率(DOE)6%を目安として、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、当社は、剰余金の配当を行う場合には、中間配当(9月30日基準日)及び期末配当(3月31日基準日)の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり25円の配当(うち中間配当12円)を実施することといたしました。この結果、当事業年度の株主資本配当率は6.3%となりました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業発展のための資金に充当する所存であります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,727,904	流動負債	1,843,481
現金及び預金	2,207,245	買掛金	380,595
 	1,324,713	短期借入金 1年内返済予定の	300,000
契約資産	113,652		171,432
	2,650	リース債務	2,007
	•	未払法人税等	154,391
仕 掛 品	1,001	契 約 負 債	67,067
そ の 他	78,641	賞 与 引 当 金	192,519
固 定 資 産	2,087,733	役員賞与引当金	8,300
有形固定資産	131,813	その他	567,168
建物及び構築物	94,926	固定負債	1,520,841
工具、器具及び備品	152,566	長期借入金	1,135,704
		リース債務	1,821
リース資産	25,757	退職給付に係る負債 そのの他	340,294
減価償却累計額	△141,436	その 他 負債 合計	43,021 3,364,322
無形固定資産	1,016,893	(純 資 産 の 部)	3,304,322
	985,296	株主資産が配が 株主資本	2,443,396
ソフトウェア	28,822	資 本 金	507,950
その他	2,774	資本剰余金	368,904
投資その他の資産	939,026	利 益 剰 余 金	1,722,145
投資有価証券	233,094	自 己 株 式	△155,604
		その他の包括利益累計額	7,918
繰延税金資産	298,294	退職給付に係る調整累計額	7,918
そ の 他	407,637	純 資 産 合 計	2,451,315
資 産 合 計	5,815,638	負 債 純 資 産 合 計	5,815,638

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
売上	高		8,769,202
売 上 原	価		6,879,647
売 上 総 和	益		1,889,554
	管理費		1,305,801
営 業 利	益		583,753
営業外 収			
受 取 利 息 及	び 配 当 金	1,014	
助成金	収 入	16,563	
保 険 解 約	返 戻 金	54,925	
その	他	9,160	81,664
営業外費	見 用		
支払	利 息	8,181	
支 払 手	数料	2,300	
その	他	1,185	11,666
経 常 利	益		653,750
特 別 利	益		
	式 売 却 益	53,989	53,989
特別 損	失		
減 損	損 失	31,915	31,915
	当期 純利益		675,823
法人税、住民税	及 び 事 業 税	216,013	
法 人 税 等	調整額	△20,757	195,256
当 期 純	利 益		480,567
非支配株主に帰属す			_
親会社株主に帰属す	る当期純利益		480,567

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株					主					本							
	資	本	金	資	本 乗	割 余	金	利	益 剰	余 金	Ž	自	2	株	式	梢	主 資	本合計
当連結会計年度期首残高		507	7,898			368	,852		1,	350,13	30		Δ	168	,253		2	2,058,627
当連結会計年度変動額																		
新 株 の 発 行			52				52											104
剰余金の配当									Δ	107,74	17						۷	△107,747
親会社株主に帰属する当期純利益										480,56	57							480,567
自己株式の処分										△80)3			12	,648			11,845
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)																		_
当連結会計年度変動額合計			52				52			372,01	15			12	,648			384,768
当連結会計年度末残高		507	7,950			368	,904		1,	722,14	15		Δ	155	,604		2	2,443,396

	その他の包括	5利益累計額	純	資	並	_	≡⊥
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	ポピ	貝	産	合	計
当連結会計年度期首残高	2,925	2,925			2	2,061	,553
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行		_					104
剰 余 金 の 配 当		_			۷	∆107	,747
親会社株主に帰属する当期純利益		_				480	,567
自己株式の処分		_				11	,845
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	4,993	4,993				4	,993
当連結会計年度変動額合計	4,993	4,993				389	,762
当連結会計年度末残高	7,918	7,918			2	2,451	,315

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社SIG

株式会社アクト・インフォメーション・サービス

ユー・アイ・ソリューションズ株式会社

株式会社エイ・クリエイション

連結の範囲の変更 株式会社エイ・クリエイションは、2025年3月28日の株式取得

に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日は2024年12月31日としているため、当連結会計年度

は貸借対照表のみ連結しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社 Y. C. O. については、2025年3月18日の株式譲渡に伴い連 結の範囲から除いております。なお、みなし譲渡日は2024年12 月31日としているため、みなし譲渡日までの損益計算書を連結し

ております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 -社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アクト・インフォメーション・サービス、ユー・アイ・ソリューションズ株式会社及び株式会社エイ・クリエイションの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等移動平均法による原価法を採用しております。

□. 棚卸資産

商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による

簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

3~24年

工具、器具及び備品 3~15年

口. 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウエア

市場販売目的のソフトウエア

利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 見込販売期間(3年)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用 しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会 計年度に負担すべき額を計上しております。

口. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計 年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によ っております。

□. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理 しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額 法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費 用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通 常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね一年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれて おりません。

イ、一定の期間にわたり認識する収益。一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、インフ ラ・セキュリティサービスの提供、保守業務等によるものであり ます。

> システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行 義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一 定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契 約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。 なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごと の見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出し ております。

ロ. 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い 案件のほか、ライセンス等の販売によるものであります。 ライセンス等の販売については、顧客が製品を検収した時点で資 産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充 足されるため、当該時点で収益を認識しております。

- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、7~10年間の定額法により償却を行っております。
- ⑦ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

口. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は1.317千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

- (1) 履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した売上高 491,530千円
 - ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 当連結会計年度末までの請負契約等については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわ たり収益を計上しております。適用にあたっては、収益総額、原価総額及び連結会計年度末における進捗 度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

このうち、原価総額の見積りは、実行予算作成時に1件当たりの請負金額が多額になる案件や、技術的 難易度が高い案件等に対しては、不確実性を考慮して作業完了までに必要となる原価を見積り、また開発 着手後は、追加開発を含め状況の変化に応じて見直しを行っております。

しかし、想定していなかった原価の発生等により、進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 298,294千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産を計上しております。ただし、繰延税金資産の回収可能性に不確実性がある場合は、評価性引当額の計上を行い、将来実現する可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 131,813千円 無形固定資産 1,016,893千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、会社単位を基本として資産のグルー ピングを行っております。

期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、次年度以降の事業計画を基礎としております。また、当該事業計画には、 将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれており、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが 必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントラインの総額 借入実行残高 300,000千円 700,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 5.933,220株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
2024年 定 時 株		普通株式	39,605	7	2024	1年3月]31⊟	2024年6月28日
2024年1取締	1月12日 役 会	普通株式	68,142	12	2024	1年9月	30⊟	2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
2025年5取締	月19日 役 会	普通株式	利益剰余金	73,834	13	2025	年3月	31⊟	2025年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

40,680株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を行うために必要な運転資金については主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余剰資金は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブに関する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、協業会社との関係強化を目的としたものであり、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に株式取得に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金の返済期日は最長で決算日後10年であります。また、当該借入の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- イ 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理 当社は、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握 や軽減を図っております。
- ロ 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理 当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。
- ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、取引 金融機関とのコミットメントライン契約の締結・手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理して おります。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額233,094千円)は、下表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時	価	差	額
長期借入金	1,307,136		1,298,217		△8,918
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,307,130		1,290,217		△0,910

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位:千円)

	時価							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	_	1,298,217	ı	1,298,217				

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を 基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を営む単一セグメントであり、 主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度
一時点で移転される財又はサービス	868,889
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	7,900,312
顧客との契約から生じる収益	8,769,202
その他の収益	_
外部顧客への売上高	8,769,202

- (注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウエアについては、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,008,543
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,324,713
契約資産 (期首残高)	93,564
契約資産 (期末残高)	113,652
契約負債(期首残高)	29,948
契約負債(期末残高)	67,067

(注) 契約資産は、主に受注制作のソフトウエアにかかる契約から生じる未請求の債権であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の 認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は、24,527千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を 適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取 引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

431円60銭

(2) 1株当たりの当期純利益

84円73銭

(3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益

84円21銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	866,577	流 動 負 債	589,930
見ります。 現り金を入りびの預り金を開います。 現ります。	750,718	買 掛 金	5,012
一	5,530	短期借入金	300,000
		1 年内返済予定の 長期借入金	171,432
契 約 資 産	19,422	リース債務	2,007
前 払 費 用	15,276	未 払 金	45,659
そ の 他	75,630	未 払 費 用	17,329
		未払法人税等	6,441
 固 定 資 産	2,992,451	預り金	6,492
		賞 与 引 当 金	12,126
有 形 固 定 資 産	39,706	役員賞与引当金	4,500
建物附属設備	35,587	そ の 他 固 定 負 債	18,929
工具、器具及び備品	63,403	固定 負債 長期借入金	1,148,407 1,135,704
リース資産	9,924	以	1,133,704
減価償却累計額	△69,208	長期未払費用	1,900
		退職給付引当金	8,981
無形固定資産	23,737	負 債 合 計	1,738,338
ソフトウェア	21,499	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,238	株 主 資 本	2,120,690
投資その他の資産	2,929,007	資 本 金	507,950
関係会社株式	2,446,448	資本剰余金	368,904
		資本準備金	368,904
投資有価証券	233,094	利 益 剰 余 金 その他利益剰余金	1,399,439 1,399,439
繰 延 税 金 資 産	152,506	その他利益剰赤金 繰越利益剰余金	1,399,439
敷金	93,357	自己株式	△155,604
その他	3,600	純 資 産 合 計	2,120,690
資産合計	3,859,028	負債純資産合計	3,859,028

⁽注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

	科					金	額
売		上		高			879,037
売	上		原	価			110,316
売	上	総	利	益			768,720
販	売 費 及	Ω, —	般 管	理 費			679,297
営	業		利	益			89,422
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	1,709	
	受	取	配	当	金	236,000	
	そ		\mathcal{O}		他	186	237,896
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	8,050	
	支	払	手	数	料	2,300	
	そ		\mathcal{O}		他	141	10,491
経	常		利	益			316,827
特	別		損	失			
	子 会	社 柞	诛 式	売 却	損	6,405	6,405
税	引 育	前 当	期	純 利	益		310,422
法	人税、	住 民	税 及	なび 事業	税	290	
法	人	税	等	調整	額	1,943	2,233
当	期		純	利	益		308,188

⁽注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

		株	主		資	本		
	資本野		削余金 利益乘		則余金			純資産
	資本金	資本準備	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	合計
		金	合計	繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	507,898	368,852	368,852	1,199,802	1,199,802	△168,253	1,908,300	1,908,300
当期変動額								
新株の発行	52	52	52		_		104	104
剰余金の配当			_	△107,747	△107,747		△107,747	△107,747
自己株式の処 分			_	△803	△803	12,648	11,845	11,845
当期純利益			_	308,188	308,188		308,188	308,188
当期変動額合計	52	52	52	199,636	199,636	12,648	212,389	212,389
当期末残高	507,950	368,904	368,904	1,399,439	1,399,439	△155,604	2,120,690	2,120,690

⁽注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した

建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備

3~15年

工具、器具及び備品

3~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウエア

利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用してお

ります。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負

担すべき額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担

すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね一年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① 一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、保守業務等に よるものであります。

システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積 総原価に対する発生原価の割合 (インプット法) で算出しております。

② 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い案件の ほか、ライセンス等の販売によるものであります。

ライセンス等の販売については、顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

- (1) 履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した売上高 25.469千円
- ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 をご参照ください。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 152.506千円
 - ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性 ② 会計上の見積 りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 をご参照ください。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権74,384千円短期金銭債務2,928千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントラインの総額 借入実行残高 300,000千円 700,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 839,826千円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金 236,000千円 その他 1,159千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 253,610株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	79,079千円
子会社株式	71,822千円
株式報酬費用	4,765千円
資産除去債務	4,108千円
賞与引当金	3,713千円
退職給付引当金	2,830千円
その他	11,847千円
繰延税金資産小計	178,166千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△10,141千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,518千円
評価性引当額	△25,660千円
繰延税金資産の純額	152,506千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計
	I T 以PI	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		
税務上の繰越欠損金 (※)	_	_	_	_	_	79,079	79,079
評価性引当額	_	_	_	_	_	△10,141	△10,141
繰延税金資産	_	_	_	_	_	68,937	68,937

^(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会計等

種類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	(株)SIG	所有 直接 100.0		経営管理料 業務委託料 の受取(注1)	718,788	未収入金	70,808
子会社				資金の貸付 (注2) 84,0	84,000		
	(株) Y. C. O.	(-	役員の兼任資金の貸付	資金の回収 (注2)	134,000	短期貸付金 長期貸付金	_
				利 息 の 受 取 (注 2)	1,159		

- (注) 1. 経営管理料及び業務委託料の受取については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して、両者協議の うえで決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。 なお、2025年3月18付で株式会社Y. C. O. の保有株式の全てを譲渡したため、関連当事者に該当しないこととなりました。取引金額は譲渡時までの取引高を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 をご参照ください。

- 9. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たりの純資産額
 - (2) 1株当たりの当期純利益
- 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

373円39銭 54円34銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社SIGグループ 取締役会 御中

> OAG監査法人 東京都千代田区

> > 指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 今井 基喜

公認会計士 田中 荘治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SIGグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S I Gグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社SIGグループ 取締役会 御中

OAG監査法人 東京都千代田区

公認会計士 今井 基喜

^{拄 員} 公認会計士 田中 荘治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SIGグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役 及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を 求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からそ の職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を 閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社SIGグループ 監査等委員会

 監査等委員 平 林 尚 人 印

 監査等委員 中 山 英 志 印

 監査等委員 青 木 喜 彦 印

(注) 監査等委員平林尚人、中山英志及び青木喜彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

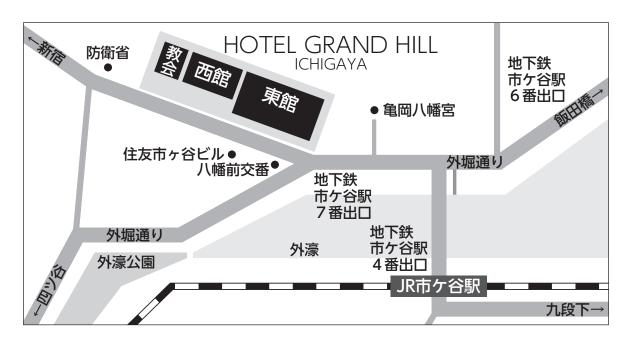
以上

株主総会会場ご案内図

会場:ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東

東京都新宿区市谷本村町4番1号

TEL 03-3268-0111



交通 JR中央・総武線 「市ケ谷駅」 徒歩3分 都営新宿線 「市ヶ谷駅」 4番出口より徒歩3分 東京メトロ有楽町線 「市ケ谷駅」 7番出口より徒歩3分 東京メトロ南北線 「市ケ谷駅」 7番出口より徒歩3分